

新連載にあたって

“brush up”とは、「勉強をやり直す」、「知識に磨きをかける」という意味です。税務に携わる専門家は、毎年の税制改正に加え、重要な判決例・裁決例の情報をいち早く入手し、実務にそれを生かさなければなりません。

そこで、今回は、「渡辺充税法研究グループ」（学者・税理士・会計士等）が、実務家の知識に磨きをかけ、実務の中で忘れかけた租税法の論理を再認識して頂くことを目的に、最新の判決例・裁決例を取り上げ、解説するものとします。

なお、今回の連載では、基本的に租税法に関する事件を中心に取り上げますが、実務に関わり合いの深い民法や成年後見法制、会社法等の隣接諸法域で特に重要と思われる事件についても、できるだけ取り上げたいと考えております。今回のシリーズが、皆様の実務の参考に役立てば、執筆者グループの幸いとさせていただきます。

では、第1回目は、個人が自宅建物の取壊しに伴い支払ったアスベスト除去工事費用及びアスベスト分析検査試験費が、所得税法72条の雑損控除として控除できるか否かという事件を取り上げます。

（代表 明治学院大学法学部教授 渡辺 充）

建物に含まれていたアスベスト除去費用と雑損控除

第1審：大阪地裁平21年（行ウ）第134号、平23.5.27判決（TAINS：Z888-1597）

控訴審：大阪高裁平23年（行コ）第90号、平23.11.17判決（TAINS：Z888-1666）

Brush up Point

本件において、雑損控除の対象となる「人為による異常な災害」の要件は、次のとおり判示された。

- (1) 納税者の意思に基づかないことが客観的に明らかな損失であること
- (2) 納税者の関与しない外部的要因（他人の行為）による損失であること
- (3) 社会通念上通常ないことを原因として発生した損失であること

I 事実関係

原告は、平成18年9月初旬頃、自宅建物を建て替えるため訴外A社に本件建物の解体工事を依頼したところ、本件建物の建築部材の一部にアスベスト（石綿等）と思われる物質が吹き付けられていることが判明した。そこで、直ちに解体工事を中断し、株式会社B協会にその分析検査を依頼したところ、本件建物の建築部材の一部に0.6%のクリソタイル（白石綿・アスベストの一種）が含有されている旨が判明した。A社は、この検査結果を受け、アスベスト除去工事の専門業者であるC社にその対応を相談し、C社が本件建物に係るアスベスト除去工事を行った。

A社は、アスベスト除去工事が完了した後、本件建物の解体工事を再開し、同年10月30日、原告に対し本件除去費用等430万5,000円（アスベスト除去工事費用420万円、アスベスト分析検査試験費10万5,000円）及び解体撤去工事費用282万4,500円の合計712万9,500円を請求した。原告は同年11月1日、A社に対し、本件除去費用等及び解体撤去工事費用並びに屋根補修工事費用25万7,250円の合計金額である738万6,750円を支払った。

ところで、原告は、平成18年分の所得税につき、「雑損控除」を425万5,000円（災害関連支出金額430万5,000円－5万円）計上し、確定申告をしたところ、所轄税務署長は、本件除去費用等は雑損控除の対象には当たらないとして、本件更正処分等なした。原告

はこの処分を不服とし、所定の手続きを経て、本訴に及んだ。

II 主たる争点及び当事者の主張

本件における主たる争点は、本件除去費用等が所得税法72条の雑損控除の対象となるか否かであるが、その適用要件に関し、具体的には、本件建物にアスベストが含まれていたことが所得税法施行令9条にいう「鉱害、火薬類の爆発その他の人為による異常な災害」に該当するかどうかという点である。

原告は、雑損控除の対象となる「人為による異常な災害」に関し、通常想定されていないような「異常な」事由によって発生した損失を所得計算過程に取り組みなかで、「災害」を契機に、通常の消費生活の過程で発生する損失とは異なる、消費の一形態として所得計算の枠外に置き去るのでは不合理であると考えられるような事由により発生する損失を想定するものと主張する。

これに対し被告は、「人為による異常な災害」は、鉱害及び火薬類の爆発と同等ないし匹敵すべき「異常な」「災害」をいうものと解され、本件建物にアスベストという有害物質が含有されていたこと自体は、「災害」の定義によれば、「不意に突発した外からの強暴な力」により発生した原因・結果のいずれにも該当しないことは明らかである。したがって、雑損控除が課税の減免規定である以上、限定的な解釈をすることも妥当性がある旨主張した。

Ⅲ 判決の要旨

第1審判決は、本件建物にアスベストが含まれていたことが所得税法施行令9条にいう「鉱害、火薬類の爆発その他の人為による異常な災害」に該当するかについて、次のとおり判示し、納税者敗訴とした。

はじめに、「人為による異常な災害」により損失が生じたというための要件として、第1審は、少なくとも、「納税者の意思に基づかないことが客観的に明らかな、納税者の関与しない外部的要因（他人の行為）による、社会通念上通常ないことを原因として損失が発生したことが必要であるということができると判示した。

そこで、本件の「人為による異常な災害」の該当性については、「建築施工業者が本件建築部材を使用して本件建物を建築したこと（その結果本件建物にアスベストが含まれていたこと）は、建築請負契約又は原告の包括的委託（承諾）に基づくものであって、原告の意思に基づかないことが客観的に明らかな、原告の関与しない外部的要因を原因とするものということではできない。また、上記のとおり、本件建物が建築された当時、アスベストを含む建築部材の使用は法的に何ら問題はなかったのであるから、予測及び回避の可能性、被害の規模及び程度、突発性偶発性（劇的な経過）の有無などを詳細に検討するまでもなく、建築施工業者が本件建築部材を使用して本件建物を建築したことが社会通念上通常な

いということではできず、上記原因に異常性を認めることもできない。」と判示した。

さらに、本件建物の建築後アスベスト（石綿等）に関する規制が行われたことに関しては、「建築部材など一般に用いられていたアスベスト（石綿等）について、人体に与える有害性が判明したことに伴い、解体建物周辺への飛散や解体労働者の曝露を防止するべく、公共の福祉の観点から法的な規制が行われたものであり、そのような公共のために必要な規制がされたことについては、本件建物の建築後に規制が行われた経緯等を考慮しても、社会通念上通常ないことには該当せず、これを異常な災害であると認めることはできない。」としたのである。

第1審判決を不服とした原告は控訴したが、控訴審の大阪高裁も納税者敗訴の判断を下した。

Ⅳ 解説

一 アスベスト問題

アスベストとは、「不滅」を意味するギリシャ語であるが、その耐熱性、耐火性、電気断熱性、対薬品性、防音性がすぐれたところから、「魔法の鉱物」として知られてきた。しかし、2005年のいわゆるクボタ・アスベスト報道でクボタの旧神崎工場付近で健康被害が発覚して以来、アスベスト禍は、直接現場で働く労働者だけではなく、その家族やアスベスト関連事業所周辺の住民にも被害が及

ぶといった社会問題となってきた。

このアスベスト問題に対処するため、「石綿による健康被害の救済に関する法律」（いわゆる石綿救済法）が、2006年（平成18年）2月10日に公布、3月27日に施行され、これにより、アスベストによる健康被害を受けた患者や死亡者に対して医療費や弔慰金などが支給される途が開けたのである。このような現状をみると、アスベスト問題は、国家的な不作為がもたらした日本産業市場最大の産業災害^①といっても過言ではないのである。

二 文理解釈の壁

本件は、アスベストに関連する雑損控除のはじめの判決例である。争点は、所得税法施行令9条^②の災害の範囲につき、「人為による異常な災害」に本件建物にアスベストが含まれていたことが該当するかどうかである。

所得税法は、「災害」を地震などのいわゆる自然災害と、鉱害や火薬類の爆発などの「人為による異常な災害」の2種類に大別している（所法2①二七）。この場合、明らかな自然災害はその判定も比較的容易であるが、「人為による異常な災害」はその定義が困難である。「人為による異常な災害」の例として記憶に新しいところでは、平成17年分のいわゆる「耐震強度偽装問題の姉歯事

件」で、被害物件である分譲マンションの居住者に対し、国税庁が雑損控除を認めた例がある。しかし、国税庁が耐震強度偽装問題につき、異常な人災と判断した過程については残念ながら詳らかではないが、①政府が入居者に対し自主退去の勧告や使用禁止命令等を行ったこと、②検査機関が偽装を見過ごしたこと、③居住者が偽装に気付くことは極めて困難であること等の事情を考慮して、これを「人為による異常な災害」と判断した模様である。

本訴においても納税者は、この姉歯事件を引き合いに、本件アスベスト問題も同様に人災である旨主張したが、控訴審の大阪高裁は、「耐震強度偽装事件では、建築士が違法に耐震強度を偽装したことが原因となって建物所有者に損失が生じたのであって、納税者の意思に基づかないものであることが客観的に明らかであるのに対し、本件においては、本件建物建築当時、アスベストを含む建築部材を使用することに法的な問題はなかったから、納税者の意思に基づかないものであることが客観的に明らかであるとはいえない。しかも、建築施工業者が本件建築部材を使用して本件建物を建築したことが『異常』であるとはいえず、それが人災をもたらすという

① 栗野仁雄著『アスベスト禍』（集英社新書・2006年）参考

② （災害の範囲）「第9条 法第2条第1項第27号（災害の意義）に規定する政令で定める災害は、冷害、

雪害、干害、落雷、噴火その他の自然現象の異変による災害及び鉱害、火薬類の爆発その他の人為による異常な災害並びに害虫、害獣その他の生物による異常な災害とする。」



意味での『人為性』があるともいえない。また、本件建物の建築当時、問題とされていなかったアスベストの使用が、その後に法的規制が実施された結果、本件建物の取壊しの際に特別な費用を必要とするようになったのであり、この法的規制の実施をもって、『人為性』が認められるとも解されない。」と判示した。この判断はいかにも血の通わない判断であり、筆者は賛成できない。

かつて最高裁は、譲渡資産上の抵当権を抹消するための第三者の債務の弁済が、旧所得税法11条の4の雑損にあたるか否かという事件につき、「雑損とは、納税者の意思に基づかない、いわば災難による災害を指す」との判決を下した^③。その後、昭和40年の所得税法の全文改正により現在に至るが、この場合、「災難」を重視するか「災害」を重視するかでやはり解釈が分かれる。災難とは、思いがけず身にふりかかってくる不幸な出来事である。アスベスト問題を一人納税者の意思に基づくものと判断することは、納税者に対して過度の判断をゆだねているものと考えられる。また、建築当時にアスベストの使用が法的に何ら問題が無かったとしても、取壊し時に“社会通念上”異常な物を取り除くに、行政の無作為は非難されるべきであると考えられる。

なお、雑損控除については、平成23年5月23日裁決事案が、いわゆる820万円の振り込み詐欺と雑損控除の適用を問題としているが、国税不服審判所は、「本件損失が生じた直接の原因である本件各振込みに至る意思決定の過程（本件各振込みの動機）にかし（誤り）があるものの、本件各振込み自体は、請求人の意思に基づいてなされたことが明らかである。そうすると、本件損失は、請求人の意思に基づかないことが客観的に明らかな事由によって生じたものではなく、結局、『人為による異常な災害』による損失に当たらない。」と判断し、納税者の請求を斥けた。

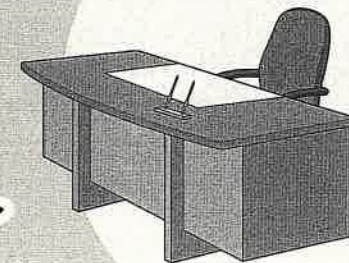
振り込み詐欺という“社会通念上”明らかな犯罪による損失に、「納税者の意思」に基づく振り込み事実があったことを優先することに、何の租税正義があるのであろうか。納税者は血税を納めるのであり、血の通った税務行政、血の通った租税法の文理解釈が求められてもよいものと考えられる。



③ 第1審：横浜地裁昭32(行)18号、昭33・11・28判決、控訴審：東京高裁昭34(ネ)158号、昭34・12・26判決、上告審：最高裁(二小)昭35(オ)437号、昭36・10・13判決

税理士の書齋

税理士 吉田 久寛



新聞広告を見て、本書の「ヒトの子どもが寝小便するわけ」のネーミングにまんまと釣られ、珍しくも注文して入手した。サルが主題で構成にも問題なく、実質ともに濃厚である。私はこれと同じ質問を、真正面から受けたとすれば、貴方ならどう答えますか?との問いを、再び読者の方々に投げかけてみたい、と思う。

回答は、こうである。「ほくらヒトがアカンボウの時に、オムツをしなればいけなかったり、小学校低学年になっても寝小便したりお漏らしをしたりするのは、ほくらの祖先が、サルやチンパンジーのように移動・採食生活していて、決まった巣をもたなかったからなのだ」というのが、著者の解である。

次いで、「今も東南アジアやアフリカの熱帯地帯では、アカンボウはオムツをしていない、垂れ流しである」といい、「ヒトが巣(家)を持ち生活するようになり、まだたかだか十数万年に過ぎない。コドモが寝小便やお漏らしをせずむようになるには、あと何十万年かかるだろうか?」となる。

福田氏の専攻は、動物社会・生態学・霊長類学の分野が対象である。45年もの間、主にサルの生態を追いかけ観察を継続し続ける。サルと言っても色々種類がある。全世界各地のサルの分析や移動も、共に採食状況に左右される。サルの生態・行動・社会を通じてヒトの謎解明のため努力を積み重ね続ける。相手は、ニホンザル・タイワンザル・チンパンジー・キンシコウが主である。サルの餌付けや野生状態をテーマに絞り、長年に渉って探求の手を緩めない。

人間もやはりサルと全く同じ仲間内であることを、幾度も反芻させられた。先に触れた①サルの巣が難しいわけ、の他にも②ニホンザルの譲り合い精神、③サルの仲間に巣がない、④チンパンジーにも結納金、⑤ニホンザルの浮気、⑥オスザルも嫉妬、⑦露出狂のサル、⑧メスザル甘えのテクニック、と課題はヒトに負けず劣らず大盛況である。サルに密着した著者自身も大忙しである。

個人的に少しは興味が持てた側面を、紹介するとすれば、次のようになる。「サルの顔には毛が生えていないわけ」という点である。サル仲間は、嗅覚では劣るが、視覚は他の哺乳類と比べ物にならないほど優れているらしい。それ故、陸上動物中でサルの仲間は、表情で自分の気持ちを相手に知らせることが可能である。コミュニケーション関係でも、無意識的にも視覚に頼ることができる。

「お猿のお尻は真っ赤っか」は、発情時に真っ赤になった膨れを異性に見せて知らせる。情報伝達の点でも、ヒトはサルに割り負けしているように見える。



おねしょ ヒトの子どもが寝小便するわけ

福田 史夫 著

発行元/築地書館
発刊日/2012年7月31日
定 価/1,800円+税